

議事日程第5号

平成23年12月20日(火)

第1 議案上程(議案第102号から第108号まで及び議案第110号から
第120号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

第2 議案上程(議案第109号)

委員長報告(総務)、質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1、第2は議事日程に同じ

第3 議会案上程(議会案第17号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第18号から第23号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光	20番 吉田清孝

欠席議員(1人)

8番 中田敏彦

議会事務局職員出席者

事務局長	江畠英悦
副事務局長	日黒重光
局長補佐	木元義博
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	佐藤誠一	市民福祉部長	加藤謙一
産業建設部長	三浦源蔵	企業局長	佐藤稔
総務企画課長	小玉一克	船川港記念事業推進室長	大坂谷栄樹
財政課長	田原剛美	税務課長	杉本光
生活環境課長	齊藤豊	子育て支援課長	天野綾子
福祉事務所長	加藤透	農林水産課長	佐藤喜代長
観光商工課長	山本春司	建設課長	渡辺敏秀
下水道課長	伊藤岩男	病院事務局長	船木道晴
会計管理者	伊藤敦	学校教育課長	西村隆
生涯学習課長	鎌田和裕	監査事務局長	杉山武
農委事務局長	高橋郁雄	企業局管理課長	船木吉彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午後 2時30分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

中田敏彦君から欠席の届け出があります。

議事に入る前に市長より発言の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしましてご報告申し上げます。

社団法人日本港湾協会が発行する情報誌「港湾」の読書が選ぶポート・オブ・ザ・イヤー2011に、船川港が12月16日付で内定いたしました。

選定理由として、船川港の築港100周年を契機とした客船、帆船などの寄港誘致や各種イベントの開催、石積み防波堤の土木遺産認定による港を活用した観光振興やにぎわい創出、さらには東日本大震災に際し、被災地域への海上輸送の窓口として復旧復興に貢献し、港の元気を高めたことが評価されたものであります。

今後、この受賞を契機にさらなる船川港の活用に取り組み、周辺市町村と連携を図りながら、船川港を中心会場とした平成25年海フェスタの開催につなげてまいりたいと存じます。

なお、受賞式は1月25日、同協会主催の新春賀詞交換会の席上で行われることとなっております。

市議会をはじめ市内外の多くの方々からご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

次に、災害時における相互協力に関する協定の締結についてであります。

この協定は、地震や津波などの災害が発生し、本市、男鹿警察署及び男鹿地区消防一部事務組合が、みずからの庁舎での業務遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、サンワーク男鹿の一部または全部を災害活動の拠点とするもので、今月27日に調印式を行うこととしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第102号から第108号まで及び議案第110号から
第120号までを一括上程

○議長（吉田清孝君）　日程第1、議案第102号から第108号まで及び議案第110号から第120号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることがあります。最初に総務委員長の報告を求めます。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君）　総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第104号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてあります。

本議案は、市が運行している戸賀線及び加茂線を統合して戸賀加茂線とし、あわせて、潟西北部線、入道崎線及び戸賀加茂線を一部予約運行とするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、改正に至った経緯と新たな運行形態について質疑があり、当局から、改正に至った経緯については、本年4月以降、定時路線としていた潟西北部線、入道崎線及び戸賀線の乗降調査を実施してきた結果、各路線とも乗降客が少ないとから運行形態の見直しを図ったものである。また、新たな運行形態については、湯本駐在所から加茂までの区間を戸賀加茂線とし、これまでの男鹿水族館前での乗り換えをなくし、利便性の向上を図るほか、各路線とも朝の2便を除き予約方式であるデマンド運行に切りかえるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、公共交通見直しの基本的考え方について質疑があり、当局から、経費の抑制とあわせ利便性の向上を図ることを基本としているほか、バス利用者が減少する現状から、その運行に当たっては車両規模や運行便数の調整を行いながら対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、予約運行の原則と緊急時への対応について質疑があり、当局から、予約運行については、原則として利用する1時間前までに電話予約が必要となるが、急を要する場合は極力対応に努めるよう委託事業者と調整してまいりたいとの答弁が

あったのであります。

第4点として、改正に対する周知方法について質疑があり、当局から、変更内容について地元説明会を開催するとともに広報、市ホームページを活用したPRのほか、市単独運行バス車内や公共施設等への掲示を行う。また、市で作成する運行ダイヤ表へも掲載してまいりたいとの答弁があったのであります。

第5点として、バス料金算出の考え方について質疑があり、当局から、バス料金算出に当たっては、秋田中央交通株式会社のバス料金と差異が生じないよう調整している。現在、加茂から男鹿みなと市民病院までの運賃は1,330円で、今回の改正により1,030円となるものであるとの答弁があったのであります。

第6点として、スクールバスと生活バス路線との一元化の可能性について質疑があり、当局から、スクールバスの運行については、学校統合の際、保護者から要望があり実施しているものである。しかしながら、一部地域については生活バス路線を利用し通学しているところもあることから、今後ともそのあり方について教育委員会と協議を重ねてまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、意見として、生活バス路線の目線だけでなく観光客も含めた利便性の向上につなげるよう、きめ細かく検討していただきたい。また、予約運行によるデマンド方式については、光ファイバーを活用した事業展開ができないか研究していただきたいとの発言があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第102号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第103号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、第2次男鹿市行政改革大綱に基づき、敬老祝金の支給範囲を縮少するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、11月21日に開催された教育厚生委員会協議会に提示された本条例改正案に対して、委員から意見・要望が出され、検討されたと認識しているが、今定例会に何の変更もなく提案された経緯について質疑があり、当局から、教育厚生委員会協議会では、委員からは代替案について意見等があったが、祝金にかわるものなどを検討したところ、条例から削除して新たなものを作成することは困難であるという結論に至ったものである。また、本市では高齢化率が約34パーセントという中、医療費や介護保険給付費などが増加傾向にあり、今後も社会保障関係経費がますます増大することが予想される。さらには、これまで以上に充実した高齢者の健康づくりに係る事業や介護予防事業の実施などが求められる状況のほか、高齢者等に対する買物支援も含めた高齢者福祉事業の充実を図ってまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、財源等の見直しという考え方での行政改革の名のもとに、支給範囲を縮少するという感じを受けるとの意見がありました。

第2点として、本条例改正案については協議会開催時の説明案のまま提案されているが、もっと整理して臨むべきであったとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第105号男鹿市暴力団排除条例の制定についてであります。

本議案は、暴力団の排除について基本理念を定め、暴力団の排除に関する施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、本条例を制定するものであります。

本案について委員より、第1点として、本条例の市民への周知・啓発並びに罰則規定の有無について質疑があり、当局から、本条例の施行日が来年1月1日となってい

ることから、ポスターを作成し、市民が多く集まる公共施設や市内の大型スーパーなどへ掲示を依頼するほか、条例制定後には男鹿警察署や防犯組合など関係団体と連携を図ってまいりたい。さらに、市の安全・安心市民大会開催時などでも啓発用のちらし等を配付しながら積極的にPRし、周知徹底を図ってまいりたい。また、本条例では罰則規定の条項を盛り込んでいないため、上位法である秋田県暴力団排除条例を準用し、対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、暴力団関係者とのトラブル発生への対応について質疑があり、当局から、現在、市や実行委員会主催のイベント開催時の出店に関しては事前に申請していただくこととしているが、「一般市民の方々とのトラブルは一切起こさない。」という条項を盛り込んだ誓約書を提出していただいている。また、現場でのトラブル発生を考慮し、警察への迅速な出動要請についても検討しており、警察関係者との連携を強めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、本条例を提案するに至るまでの経緯について質疑があり、当局から、10月までに47都道府県で本条例が施行されたことから、10月19日に開催された県の協働政策会議の中で、秋田県警本部長より、暴力団に対する抑止力を強化するため県内でも今年度末までに条例制定をお願いしたいとの依頼があり、本市では1月1日から施行したいとの考え方から、今定例会に提案したものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、本市では現実に暴力団関係者は確認されているものかとの質疑があり、当局から、本市における暴力団関係者の実態については、秋田県警から、県内には12組織の280人が確認されており、これら的一部が男鹿市に存在していることを把握していると伺っているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第106号男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者として、株式会社東北ビルサービスセンターを指定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第107号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿総合観光案内所の指定管理者として、社団法人男鹿市観光協会を指定するものであります。

本案について委員より、来年度からの指定管理の業務内容について、これまでとの相違点について質疑があり、当局から、男鹿総合観光案内所における新たな事業としては、なまはげを活用した定期的なイベントの開催や、案内所になまはげポストを設置し、切手の販売を行い、旅先からのたよりを投函できるような取り組みをするとともに、無線LANでインターネットに接続できるWi-Fiアクセスポイントの整備などが新たに提案されているところであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、Wi-Fi整備費の予算措置について質疑があり、当局から、整備費については男鹿市観光協会で負担するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第108号男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿温泉交流会館五風の指定管理者として、男鹿温泉郷協同組合を指定するものであります。

本案について委員より、第1点として、五風の指定管理料が増額になる理由と実際の管理運営費について質疑があり、当局から、五風の指定管理料は、これまで浄化槽の保守点検料で27万円と思っていたが、他の施設の指定管理料の積算に当たっては、施設管理費、光熱水費、人件費を対象経費として積算していることから、同様の積算方法に改め、170万7千円増の197万7千円とするものである。また、実際の管理運営費については、毎年度、指定管理者から決算報告書の提出があり、平成22年

度の決算では、収入が会館利用料等を含めて約390万円で、支出も同額となっている。この收支においては約30万円の歳入不足があり、男鹿温泉郷協同組合からの繰り入れで賄われているとの答弁があったのであります。

第2点として、五風の指定管理料が197万7千円になるとのことだが、この管理料で今後各種イベントを実施することができるのか懸念される。五風は、なまはげ太鼓の観覧料などで収益を上げることのできる施設だが、当局はどのように指導しているのかとの質疑があり、当局から、男鹿温泉交流会館五風は男鹿温泉郷協同組合からの強い要請で建設された経緯があり、また、この施設の活用が活発化することにより、利益を得るのは男鹿温泉郷協同組合であるという限定された施設である。これらを考慮すると、自助努力で収益を向上させて、指定管理料が発生しないような運営に向けて努力すべきと考えており、現在、なまはげ太鼓を無料ライブで実施しているわけだが、料金を徴収して五風の運営に当てるようなシステムを考えるよう指導しているところである。今後とも五風の各種利用について一層促進してまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、観光関連施設の指定管理においては、その提案の内容が特に重要である。金額ベースで指定管理者を決定するのではなく、提案内容によって決定すべきでないか。債務負担行為を見ると5年間同額であり、運営内容もずるずる同じになってしまふのではないかと懸念されるがいかがかとの質疑があり、当局から、指定管理料の積算に当たっては、施設管理費、光熱水費、人件費を対象経費として決定しているところであり、提案については、民間のノウハウを活かすというのが指定管理者制度の主旨と考えており、効果が期待できるものについては考慮し、検討することとしているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第110号から第120号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る 13 日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第 1 点として、総務企画課及び観光商工課における時間外勤務対象職員数及び時間数、手当の支給率並びに実支給率の状況等について。さらに、今後の組織機構の見直しや業務の平準化に対する考え方について。

第 2 点として、補正予算に措置されている財産貸付収入の内容とあわせ、光ファイバー設備保守業務、森林病害虫防除業務、男鹿観光情報サイト開設業務の内容について。また、道路舗装改良事業費における用地補償費や単独災害復旧費の復旧箇所及び工事費について。

第 3 点として、観光誘客宣伝費における減額理由とあわせ、新たな誘客推進策での広告・宣伝の手法と、その取り組みについて。

第 4 点として、観光協会から観光振興について要望や提言などが提出されているが、今後の市の観光施策の考え方について。

第 5 点として、観光業への即効性のある対策とあわせ、観光振興に対する中長期的ビジョンの考え方について。

第 6 点として、観光特区の考え方及び観光行政を集中的に担当する組織体制について。

第 7 点として、海フェスタ開催に伴う環境整備とあわせ、宣伝や設備等に要する経費と経済効果及び他市町村との連携について。

第 8 点として、一部事務組合の負担金の減額に係る構成市町村との協議について。

第 9 点として、市有地における売払物件の件数とあわせ、売却済件数及び売払収入と今後の市有地売却に向けての考え方について。

第 10 点として、国有資産等所在市交付金が来年度から大幅な減額が見込まれるが、総合発展計画等の策定時において想定されていたのか。また、今後、財政運営が厳しい状況になると思われるが、その見通しについて。

第 11 点として、生活保護費の増額補正の要因と対策について。

第 12 点として、小学校 3 校の耐震診断結果における現時点での課題と対応につい

て。さらに、今後の具体的な対応の考え方と保護者等への説明について。

第13点として、保育園への指定管理者制度導入における公設民営方式の名称、給与体系及び職員採用試験の考え方について。

第14点として、住宅リフォーム助成事業において、景気対策を含めて検討する必要があると思われるが、来年度から一般世帯を除く理由とあわせ、補助対象額引き下げに対する考え方について。

第15点として、指定ごみ袋料金改定の実施時期の見通しと、東日本大震災で発生した、がれき、可燃物の受け入れに対する考え方について。

第16点として、農業振興費における振興資金の活用状況と、農地流動化の現状と来年度予算に向けての対応について。

第17点として、男鹿みなと市民病院経営健全化計画の達成見通し及び単年度収支の悪化状況の要因と認識について。さらに、病院経営が厳しい状況にある中での今後の収益向上に対する見通しと経営方針についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしました。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第110号から第120号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。15番小松穂積君

○15番（小松穂積君） 私から、議案第103号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

平成17年3月22日施行された本条例は、男鹿市が高齢者に祝金を支給し、敬老

の意を表してきているものであるが、今般、第2次行政改革大綱の実施計画に基づき、支給対象から満99歳及び101歳以上の者を除くという改正案でございますが、喜寿、米寿、白寿という、古来よりのお年寄りに対する敬いの気持ちをあらわし続けるという意味において、白寿の分が消えてしまう恐れがあること。私自身としては、金銭面より、市民が、国民が高齢者に対し、節々で祝う、敬う気持ちを大切にすべきものと考えていること。高齢者福祉政策も十分と言われない状況下にあること。一方、祝金を励みと思っている市民もいるかもしれません。

のことから、本案に対し、反対するものであります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、7番吉田直儀君。

○7番（吉田直儀君） 私は、議案第103号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、反対の立場で一言申し上げます。

そもそも時代は超高齢化社会に突入し、本市においても、この高齢化社会への対応のあり方に一層の創意工夫が求められてきました。そのことは事実であります。こうしたときに当たり、このたびの議会へのこの提案の本条例案について、私の所見を申し上げます。

いまや社会福祉政策の一つとして大きなことは、高齢者対策が課題となってきております。本市においてもいろいろ模索していることも承知しております。しかし、こうしたときに本条例案でもって高齢者を敬うこと相入って、市の行政改革の一端として、いまやその一部を切り捨てようとしております。このことは、必要政策である行革といえども、対象とすべき、この高齢者を敬う条例を改正したいというその事態こそが、極めて無神経な、しかも市民を無視したやり方ではないでしょうか。

いまや高齢者一人が生存してくれることによって、どんなにありがたいことでしょうか。その一例を申し上げれば、地方交付税の算定の基礎となっております。もちろんそのために、また一人への諸経費も要するものであります。議員の皆さん、今、この条例案が可決した場合、市民間にどんな反応が生ずるでしょうか。厳しい見方が私ども議員に浴びせられるのではないかと思うっております。行革も否定するつもりはありません。この世を懸命に生きてこられた方々に、その敬うことへの施策は私は変更すべきではないと思います。一層のご健勝で、一日も長く生きてこられたこ

とに逆にこの条例の適用者が数多くなりますように、私は高齢者の皆さんのご奮闘を期待して、呼びかけて条例の反対の討論をさせていただきます。終わります。

○議長（吉田清孝君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

ただいま討論がございました議案第103号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立少数であります。よって、議案第103号は否決されました。

次に、議案第102号、議案第104号から第108号まで及び議案第110号から第120号までを一括して採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は可決であります。本17件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第102号、議案第104号から第108号まで及び議案第110号から第120号までは、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第109号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第109号男鹿市土地開発公社の解散について

を議題といたします。

この際、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務副委員長の報告を求めることにいたします。9番蓬田信昭君

【9番 蓬田信昭君 登壇】

○9番（蓬田信昭君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第109号男鹿市土発開発公社の解散についてであります。

本件については、佐藤総務委員長が議会推選議員として当該公社の理事を務めている関係上、委員会条例第18条の規定により議事に参与することができないことから、委員長の職務を執り行つたものであります。

本議案は、男鹿市土地開発公社の社会的役割及び所期の目的が達成されたと認められることから、同公社を解散するものであります。

本案について委員より、当該公社理事会の開催状況及び審議内容について質疑があり、当局から、理事会開催については本年5月と11月の2回行っており、5月の理事会で解散協議が整ったことから手続を進めてきたところである。また、審議内容としては、同公社の土地分譲に伴い、市がこれまで公社に補てんした総額についての質疑があったほか、意見交換として、公社用地を市が所有し普通財産となった場合の活用のあり方について議論がなされたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより総務委員会副委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本件に対する副委員長の報告は可決であります。本件は、副委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第17号ＴＰＰ交渉参加に関する抗議決議案が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第17号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議会案第17号ＴＰＰ交渉参加に関する抗議決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 私から、本件の提案理由のご説明を申し上げます。

野田総理は、11月11日、ＴＰＰについて「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との方針を表明しました。APEC首脳会議における表明に固辞し、過半を超える多くの国会議員の反対や都道府県、市町村議会の圧倒的多数の慎重、反対決議を無視し、参加を断念しなかったことは極めて問題であり、我が国の将来に大きな禍根を残すものであります。

国民生活の根本にかかわる重大問題の説明責任を十分に果たさず、安易に「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と判断した野田総理の姿勢は極めて遺憾であり、断じて納得できないところであります。

今後、アメリカ、オーストラリアなどＴＰＰ交渉参加国から参加に必要な条件、すなわち例外なき関税撤廃をはじめ、医療、保険、郵政、政府調達など広範囲な分野において様々な厳しい要求に直面することになり、我が国の国益を売り渡すようなことは断じて認められないであります。

よって、男鹿市議会は、地域経済と生活を守るため各界各層と連携し、交渉参加阻止に向け引き続き徹底して反対行動し、このたびのＴＰＰ交渉参加に対して強く抗議するものであります。

以上です。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第17号ＴＰＰ交渉参加に関する抗議決議案を採決いたします。本件は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ＴＰＰ交渉参加に関する抗議決議

野田総理は、11月11日にＴＰＰ（環太平洋連携協定）について「交渉参加にむけて関係国との協議に入る」との方針を表明した。APEC首脳会議における表明に固持し、過半を越える多くの国会議員の反対や都道府県、市町村議会の圧倒的多数の慎重、反対決議を無視し、参加を断念しなかったことはきわめて問題であり、わが国の将来に大きな禍根を残すものである。

わが国が今、なすべき優先課題は、TPP交渉参加に向けての協議開始ではなく、発生から9ヶ月経った東日本大震災からの復旧、復興と原発事故の早期収束である。

野田総理が情報開示も行なわず、国民的な議論も無いまま、交渉参加を断念しなかったことに対し、いまだに現状復帰すら出来ない被災地の人々の心情や暮らしの現状を踏まえれば、怒りを込めて断固として抗議するものである。

国民の間には、食と暮らし、命を守ってきた、わが国の制度や基準がTPPによって変更を余儀なくされるのではないかという大きな不安と懸念がある。

こうした国民生活の根幹に関わる重大問題の説明責任を十分に果たさず、安易に「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と判断した野田総理の姿勢はきわめて遺憾であり、断じて納得できない。

今後、アメリカ、オーストラリアなどTPP交渉参加国から参加に必要な条件、すなわち例外なき関税撤廃をはじめ、医療、保険、郵政、政府調達など広範囲な分野においてさまざまな厳しい要求に直面することになるが、わが国の国益を売り渡すようなことは断じて認められない。

よって、男鹿市議会は、地域経済と生活を守るために各界各層と連携し、交渉参加阻止に向け引き続き徹底して反対行動していくものである。

以上、この度のTPP交渉参加に対して強く抗議する。

平成23年12月20日

男 鹿 市 議 会

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第18号から第23号までが提出されました。この際、本6件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第18号から第23号までを一括上程

○議長（吉田清孝君）　日程第4、議会案第18号から第23号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第18号　消費税増税に反対する意見書

議会案第19号　「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書

議会案第20号　原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を求める意見書

議会案第21号　消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書

議会案第22号　「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書

議会案第23号　大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

○議長（吉田清孝君）　お諮りいたします。本6件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって、本6件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第18号から第23号までを一括して採決いたします。本6件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって、議会案第18号から第23号までは原案のとおり可決されました。

消費税増税に反対する意見書

長期化する不況の出口が見えないまま発生した東日本大震災により、国民の生活はますます困難な状況におかれています。税金が重い負担となって国民にのしかかり、国税・地方税を問わず税金滞納が増加しています。

こうしたもとで、政府は東日本大震災の復興財源を貯うための臨時増税案を決定しました。同時に、社会保障の給付削減と消費税増税を明記した「社会保障と税の一体改革案」に基づき、消費税を「10年代半ばまでに段階的に10%」まで引き上げるとする方針を打ち出し、年度内に法制化に向け準備を進めています。もともと消費税は「高齢化社会を支えるため」、「福祉の財源にする」という説明で導入されましたが、年金保険料の大幅値上げ、支給開始年齢の引き上げ、医療費の負担増など、その後の経過を見れば明らかのように、福祉は年々悪くなる一方です。したがって社会保障を口実にした消費税増税は到底国民の合意を得られるものではありません。消費税は、低所得者ほど負担が重い逆進性の強い税金であり、生活再建のため住宅建設や家財道具の購入が必要な被災者には最も厳しい税金です。さらに、消費税の価格転嫁が困難な多くの中小業者にとっては、身銭を切って納税しなければならない耐え難い税金です。この不況下で消費税増税を行えば、税率を5%に引き上げた97年当時をはるかにしのぐ消費不況が襲います。中小業者の経営難と労働者の賃金抑制・雇用不安が増大し、大震災・円高被害にあえぐ県内経済は、危機的な状況に追い込まれることは明らかです。欧米では、富裕者に対する増税の流れが広がっています。わが国においても、法人の実効税率5%引き下げをやめるなら、10年間で12兆円の財源が確保できることは財務省の試算からも明らかです。消費税導入以来、数次にわたって引き下げられた法人税・所得税などの税率を導入当時の水準にまで戻し、担税力のある大企業、高額所得者、資産家に応分の負担を求めるとともに、税金の無駄遣いを見直して震災復興の財源とすべきです。

よって、庶民の生活、地域経済に深刻な打撃を与える消費税増税に強く反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様

総務大臣 川端達夫様

財務大臣 安住淳様

「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書

今政府が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、社会保障財源を口実に消費税増税を国民に押し付けるとともに、社会保障については、医療費の国民負担増、病院・介護施設から在宅への追い出し、年金支給開始年齢引き上げ、生活保護支給額の削減や有料化など、さらなる改悪を迫るものであります。また、国民すべてに共通番号制度を導入して、社会保障の一層の抑制を押し進めようとするものです。

震災と原発事故という未曾有の災害を乗り越えるために、国民全体が力を合わせなければならぬときに、このような国民負担増計画を持ち出すべきではありません。震災復興と社会保障の財源は、低所得者ほど負担の重い消費税ではなく、経済的能力に応じた税と社会保険料の負担によって捻出すべきです。

今回の震災では、震災から数ヶ月を経ても、一切の生活の糧を奪われ、人間らしい生活を取り戻せない人々が多数生まれています。改めて雇用や医療、介護など社会保障制度の重要性が明らかになるとともに、憲法第9条、第25条に基づいて平和に生きる権利がきちんと保障される社会が必要です。

つきましては、下記事項について求めます。

記

○「社会保障と税の一体改革」を止めること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
厚生労働大臣 小宮山洋子様
財務大臣 安住淳様

原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる
発電の推進を求める意見書

2011年3月11日に発生した東日本大震災（M9.0）による東京電力福島原子力発電所の事故は、世界最悪・最大の事故であったチェルノブイリと同じ「レベル7」となり、大惨事が引き起こされました。今回の原発事故では、福島第1原発の30km圏内などの住民に避難指示が出され、いまだにいつ帰れるか分からぬ事態が続いています。放射能汚染の被害が広がる中、原発従事者の被爆問題、避難者の健康障害など、二次被害の問題も深刻になっています。原子力発電所が稼働すると、炉内に放射性物質が蓄積されます。この放射性物質を安全に処分する方法は発見されていません。原発が稼働してから40年になるが、放射性物質の最終処分場も決まっていません。使用済み核燃料の再処理工場は事故続きで計画から大幅に遅れています。原発事故から半年が経過しましたが、事故はいまだに収束せず、放射能被害は日々拡大しています。今多くの福島県民が避難生活を余儀なくされています。福島の避難者が第一に望んでいることは、3月11日の事故以前の当たり前の生活に戻ることです。

この機会に日本の電力については、原子力発電への依存をやめ、再生可能エネルギーによる発電へ大転換を図るべきです。これまで原発のために投じてきた予算や基金をそのために使うべきです。多くの地域に多様な再生可能エネルギーによる発電が行われれば、新たな産業となり、雇用が生まれる可能性もあります。原発は期限を切って廃止し、再生可能エネルギーによる発電を推進することを政府の方針とすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 原子力発電は期限を決めてやめ、すべての原子炉を廃炉とすること。

2. 再生可能エネルギーによる発電を推進すること。

平成23年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様

消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める意見書

4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、年金は引き下げられ続けてきました。そのうえ年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。

国民年金（1号被保険者）保険料納付率は、下げ止まりしません。実質的な納付率は50%を割り込み、下がり続けています。将来の高齢者の無年金・低年金が懸念される状況です。

消費税は、食料をはじめ生活に欠かせないものにも課税され、低収入の人ほど負担の重い税金であり、社会保障財源にふさわしくありません。財源を消費税によらない

「最低保障年金」の要求は切実です。

財源を消費税に求めない最低保障年金制度を一日も早く実現することを求め、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様

厚生労働大臣 小宮山洋子様

「介護職員待遇改善交付金事業」を平成 24 年度以降も
継続することを求める意見書

平成 24 年 4 月に介護報酬の改定が予定されており、厚生労働省介護保険部会で審議されているところです。超高齢化社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足が深刻で、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成 21 年度、麻生内閣によって創設された「介護職員待遇改善交付金事業」は、平成 23 年度末で終了することとなっています。

来年度の介護報酬改定に当たり、「介護職員待遇改善交付金事業」を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点といわれています。私たちは、次の 2 つの理由から税金を投入している現在の「介護職員待遇改善交付金事業」を平成 24 年度以降も継続することを求めます。

第一に、介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約 2 % に相当するといわれ、当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつきます。

第二に、介護職員の待遇改善はいまだに改善された状況になく、離職者が依然として高い状況が続いている。また、事業者は介護職員の確保に苦慮しています。介護報酬に組み込んだ場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなります。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいま

す。

以上の趣旨から、国並びに関係機関におかれましては、「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続するために尽力していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様

厚生労働大臣 小宮山洋子様

財務大臣 安住淳様

文部科学大臣 中川正春様

総務大臣 川端達夫様

秋田県知事 佐竹敬久様

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に提出した「看護師等『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の大幅増員と労働環境改善のため法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・介護の拡充を図るための対

策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月20日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
厚生労働大臣 小宮山洋子様
財務大臣 安住淳様
文部科学大臣 中川正春様
総務大臣 川端達夫様
秋田県知事 佐竹敬久様

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 3時21分 閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

副 議 長 中 田 謙 三

議 員 吉 田 直 儀

議 員 中 田 敏 彦